

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を非難する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反であることから、断じて容認することはできない。

また、今回の軍事侵攻により、ウクライナに拠点を持つ日本企業関係者をはじめ、現地在留邦人は突如生命の危機にさらされることとなり、非常に緊迫した状況に置かれている。

よって、本市議会は、ロシアによる軍事侵攻に厳重に非難をするとともに、直ちに攻撃の中止を求めるものである。

また、国におかれては、ウクライナの安全の確保と現地在留邦人の安全確保に努めるとともに平和の実現に向け、国際社会と緊密に協調しつつ、平和的解決を求めよう強く望むものである。

以上、決議する。

令和4年3月8日

一 宮 市 議 会